

第5期 横浜市地域福祉保健計画(素案)

パブリックコメント

皆様のご意見を募集します

横浜市地域福祉保健計画は、市民の皆様と関係機関・支援機関等がともに考え、取り組む計画です。令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間として、第5期の横浜市地域福祉保健計画を策定します。



横浜市地域福祉保健
計画キャラクター
ちくちゃん

募集期間 令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

- 地域には、乳幼児から高齢者までの幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な立場や背景のある人が暮らしていて、中には、生活する上での困りごとを抱えている人もいます。
- そうした中で、地域における「つながり」が徐々に希薄化するなど、様々な要因により、困りごとを抱える人が、誰にも相談できずに孤立してしまうこともあります。
- 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らしていくためには、市民の皆様、支援機関、関係機関等が、一緒になって、よりよい地域づくりに向けて、それぞれができることを考え、取組を進めていく必要があります。

よりよい地域をつくるためにどのような取組が必要か
皆様のご意見をお聞かせください！

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1

<認めあい>

お互いに尊重し、
安心して自分らしく
暮らせる地域

目指す姿2

<つながり>

気かけあい、
支えあい、健やかに
暮らせる地域

目指す姿3

<ともに>

助けが必要な人も、
手を差し伸べる人も、
ひとりで抱え込まない地域

※地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村による策定が努力義務とされています。
横浜市では、平成16年度に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」として、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1 < 認めあい >

目指す姿2 < つながり >

目指す姿3 < とともに >

1 身近な地域で
支えあう
仕組みづくり

- (1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実
 - ・身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気づきを広げる
 - ・日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
 - ・安心して地域生活を送るための支えあいの充実
- (2) 課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携
 - ・困りごとを抱えた人を住民、支援機関・関係機関が連携して支援する
 - ・一人ひとり、各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
 - ・支援する人が一人で抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
 - ・いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」など複合的な課題に対応するためのネットワークの構築
- (3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進
 - ・障害や病気があっても地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
 - ・権利擁護支援を推進する機関、団体等による地域連携ネットワークの拡充
- (4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり
 - ・複合的課題に対応するための福祉、教育、就労、住宅等の様々な分野の多機関連携
 - ・社会的孤立状態の予防、解消
 - ・支援者の孤立予防
 - ・「支える側」「支えられる側」に捉われず、誰もが地域の一員としての居場所や役割をもてる地域づくり

2 地域における
福祉保健活動
を推進するための
基盤づくり

- (1) 地域における関係組織・団体の体制の強化
 - ・自治会町内会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
 - ・地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
 - ・新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実
- (2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援
 - ・社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
 - ・地域と学校の連携・協働の推進
 - ・多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援
- (3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり
 - ・地域特性をふまえた区役所、区社協、地域ケアプラザによる地域支援の推進
 - ・包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

3 多様性を尊重
した幅広い
市民参加の
促進

- (1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり
 - ・障害のある人や外国人、性的少数者等、立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
 - ・日常のつながりの中での相互理解の推進
- (2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充
 - ・身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
 - ・乳幼児から現役世代、高齢者など多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
 - ・生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
 - ・子どものころから地域とつながるきっかけづくり
 - ・時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出
- (3) つながりを通じた健康づくりの推進
 - ・様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
 - ・一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
 - ・地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」
閲覧方法

内容の詳細は、横浜市健康福祉局福祉保健課ホームページからご覧いただけます。音声読み上げ用のテキスト版もこちらに掲載しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chifuku-keikaku-5/shikeikaku-5-pu.html>



第5期横浜市地域福祉保健計画素案

検索

次の場所で、「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」を冊子でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター（市庁舎3階）
- 健康福祉局福祉保健課（市庁舎15階）
- 市社協（横浜市健康福祉総合センター7階）
- 各区社協
- 各地域ケアプラザ

閲覧に際して配慮が必要な点がある場合は、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

ご意見欄

期間：令和5年6月27日（火）まで

「第5期 横浜市地域福祉保健計画（素案）」
について自由にご意見をお寄せください。

市計画・区計画・地区別計画の関係

- 市計画の「基本理念」、「目指す姿」などは、全市に共通する目標、方向性であり、区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」や「目指す姿」などを踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。
- 市計画は、区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。

市計画	区計画	
	区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)
・ 全市域を対象とした計画 ・ 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示	・ 区の特性に応じた、区民に身近な 中心的計画	・ 地区別の課題に対応するため、地区が 主体となり、区・区社協・地域ケアプラザが 協働して策定・推進する計画

↑今回、ご意見を募集するのは「市計画」です。

お問合せ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-3428 FAX:045-664-3622

電子メール:kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

きりとり線

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認
9130

差出有効期間
令和5年7月
31日まで
(郵便切手不要)

231-8790
005

<受取人>
横浜市中区本町6-50-10
横浜市健康福祉局
福祉保健課 計画担当 行

氏名

住所(区名まで) 区

年代
1 20歳未満 2 20~39歳
3 40~64歳 4 65~74歳
5 75歳以上

ご意見の募集期間

令和5年5月26日(金)から 6月27日(火)まで

<提出方法>

①電子申請システム

右の二次元コードから
アクセスしてください。



<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13aaba5f-b962-429a-9b78-7be624c6e360/start>

②電子メール

kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

③FAX 045-664-3622

④はがき 左のはがきを切り取り、ご使用ください。 (切手不要 6月27日消印有効)

<注意事項>

- ・電子メール、FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年代」「素案へのご意見」を明記したうえで送りください。
- ・いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方等については、個人情報を除き、後日、ホームページ等で公表させていただきます。
- ・個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・ご意見に付記いただいた氏名等の個人情報につきましては個人情報保護法に従って適正に管理します。